

量の見込みと確保方針

子ども・子育て支援法で定められた「就学前の教育・保育」および「地域子育て支援事業」は量の見込みと確保方針を決め、不足数を計画期間内に確保します。

量の見込み  
確保方針

事業	指標・単位	H25(実績)	H29	H31	今後の具体的な取組み
就学前の教育・保育 (保育認定)	合計(人)	2,814	3,563	3,645	早期の待機児童解消を目指し、小規模保育事業開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施し、幼保一体化(認定こども園)と併せ、必要な増員を行います。
	定員(人)	-	3,563	3,701	
就学前の教育・保育 (教育標準時間認定)	合計(人)	1,464	2,076	2,162	幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図ります。
	定員(人)	-	2,049	2,197	

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業	指標・単位	H25(実績)	H29	H31	今後の具体的な取組み
①地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場・子育て支援センター)	延べ利用者数(人)	34,777	64,548	76,368	つどいの広場や子育て支援センター等既存施設を活用するとともに、新たな子育て支援施設の整備を推進します。
		-	60,560	83,469	
②利用者支援事業					幼稚園や保育所等の担当窓口(幼児課)と子育て支援事業、児童育成クラブ等の担当窓口(子育て支援センター)に、情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。
③放課後児童健全育成事業 (児童育成クラブ)	入会希望数(人)	1,000	1,462	1,642	各小学校区に公設児童育成クラブを設置するとともに児童増加地域に広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置します。
	定員(人)	-	1,490	1,650	
④時間外保育事業	延長保育利用者数(人)	1,416	1,642	1,680	全ての認可保育所において、延長保育を実施し、今後、新設される施設についても対応することで実施率100%を継続します。
		-	1,642	1,680	
⑤一時預かり事業	延べ利用者数(人)	19,948	34,346	37,250	保護者の急な用事やパート等家庭で保育を受けることが困難になった子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業を拡充します。
		-	44,418	44,418	
⑥病児保育事業	延べ利用者数(人)	620	1,543	2,149	急な病気で集団保育が難しいときに、一時的に児童を預かり、保育・看護を行う専用施設の整備を推進します。
		-	2,340	2,340	
⑦子育て短期支援事業 (短期入所待機(ショートステイ)事業・夜間待機(トワイライトステイ)事業)	延べ利用日数(日)	58	146	185	保護者が養育困難な場合、子どもを預かり養育する指定施設において、現行の施設(3施設)の運営を継続します。
		-	146	185	
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート・センター)	延べ利用者数(人)	3,316	3,951	4,145	保育所や幼稚園への送迎等の子育て援助を行う提供会員と利用会員の相互援助を行い、広報周知により提供会員の増加を図ります。
		-	3,951	4,145	
⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業 (養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)	ヘルパー延べ利用時間(時間)	279	472	520	保護者の養育を支援する必要がある家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣する事業所(4事業所)の運営を継続します。
	児童虐待相談対応件数(件)	406	512	565	
		-	512	565	
⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診券発行者数(人)	1,442	1,435	1,405	妊婦健康診の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。
		-	1,435	1,405	
⑪乳児家庭全戸訪問事業 (すこやか訪問事業、養育支援訪問事業)	すこやか訪問者数(人)	1,330	1,344	1,320	乳児のいる家庭に助産師や保健師等が訪問し、発育・発達状況の確認等を行います。今後対象者への周知を行い、全数訪問を実施します。
		-	1,344	1,320	
	延べ訪問者数(人)	197	204	203	
		-	204	203	養育が必要な家庭に対して、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。
⑫多様な主体の参入促進事業					小規模保育事業等の新規参入施設においても保育の質を確保できるよう巡回指導員を配置します。
⑬実費徴収に係る補正給付事業					特定の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用の全部または一部を助成します。

※「実費徴収に係る補正給付を行う事業」については、国の動向を見極めながら、今後、量の見込みと確保方針を検討します。中間年度である平成29年度(2017年度)を目標に、量の見込みと確保方針および数値目標について見直しを行います。

概要版

草津市子ども・子育て支援事業計画(案)

平成27年度~平成31年度

2014/11/12

基本理念

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

市民をはじめ、地域社会、事業者、市など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津をめざして、取り組みを進めていきましょう。

目指す子どもの姿「草津っ子」

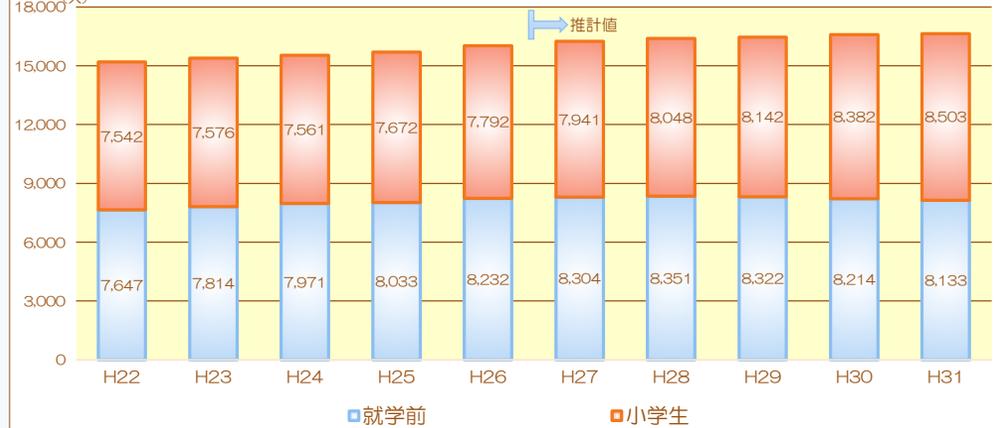


心豊かでたくましく生き、草津の未来をつくる子ども

- 【健康・体力】いのちを大切に、育む子ども
- 【学び】よく考え主体的に行動する子ども
- 【豊かな人間性】人と豊かに関わる子ども
- 【地域】生まれ育った地域に愛着をもつ子ども

すべての子どもたちが、幼少期から成人するまで、家庭・地域・幼稚園・保育所・学校で多くの人の愛に育まれながら、次代を担う存在として健やかに成長することを願い、本市の目指す子どもの姿を定めます。

草津市の子ども人口(計画の対象人口)



資料：住民基本台帳および草津未来研究所推計

計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等。

# 子ども・子育て支援施策の展開

## 4つの視点



子どもの幸せ・成長を育む視点

親の子育て力をサポートする視点

社会全体で子ども・子育てを支える視点

草津市の特性を活かしながら取り組む視点



### 目標1

子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

- 施策1) 就学前の教育・保育環境の整備
- 施策2) 就学前の教育・保育内容の充実
- 施策3) 就学前の教育・保育の一体的提供
- 施策4) 地域の子育て力の向上
- 施策5) 確かな学力向上等に向けた取り組み

### 目標2

子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

- 施策1) 子どもの人権を守る環境づくり
- 施策2) 虐待防止など要支援児童対策
- 施策3) 障害のある子どもと家庭への支援
- 施策4) 子どもの安全確保
- 施策5) 子育ての経済的負担の軽減

### 目標3

心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

- 施策1) 妊娠期・出産からの切れ目のない支援
- 施策2) 子どもと家族の健康な生活の支援
- 施策3) 健康な心身を育てる食育の推進
- 施策4) 子どもの健全育成

### 目標4

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

- 施策1) 子育て・親育ちの体制整備、支援
  - (1) 地域子育て支援拠点事業の展開
  - (2) 親育ちを支援するサービスの充実
  - (3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり
  - (4) 子育て相談や情報の提供
- 施策2) ひとり親家庭の自立支援
- 施策3) 子育てしやすいまちづくり

### 目標5

子育てと仕事が両立できる環境づくり

- 施策1) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供
- 施策2) 児童育成クラブの整備
- 施策3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

## 草津市での今後5年間の重点的な取組み

### 1. 就学前の教育・保育の充実 (子ども・子育て支援法に定める法定必須記載事項)



保育所  
0～5歳

幼稚園  
3～5歳

地域型保育  
0～2歳

認定こども園  
0～5歳

- 質の向上と施設整備を推進し、待機児童の解消を図ります。
- 3才児以上の未就園児への幼児教育を推進します。

#### 就学前の教育・保育の一体的提供の推進

「認定こども園」では、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

→ 草津市幼保一体化推進計画(案)

### 2. 家庭・地域の子育て (子ども・子育て支援法に定める法定必須記載事項)



#### (1) 子育て支援の総合サポート

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②利用者支援事業

#### (2) 子どもの居場所づくり

- ③放課後児童健全育成事業
- ④時間外保育事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児保育事業
- ⑦子育て短期支援事業

#### (3) 地域における支援

- ⑧子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

#### (4) 支援を要する子どもと家庭への支援

- ⑨養育支援事業・要保護児童等に対する支援に関する事業

#### (5) 妊婦・乳児家庭支援

- ⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ⑪乳児家庭全戸訪問事業

#### (6) その他にも・・・

- ⑫多様な主体の参入事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付事業

### 3. 子ども・子育て支援法に定める事項以外の重点的な取組み



- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障害のある子どもへの支援の充実
- 「草津っ子」育み事業

#### 「草津っ子」育み事業とは・・・

草津市の子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、社会全体で、様々な取組みを推進し、草津の未来を創る子どもたち「草津っ子」の成長を応援していきます。